

広島県告示第六百四十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定によつて、広島県農業振興地域整備基本方針を変更したので、その内容を別冊のとおり公表する。

平成二十一年六月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山